（障害状態該当の届出）

第六十二条の二　遺族厚生年金の受給権者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫は、令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2・3　（略）

（失権の届出）

第六十三条　遺族厚生年金の受給権者は、法第六十三条（第二項第一号及び第三号を除く。）又は昭和六十年改正法附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第六十三条第三項（以下この条において「旧法第六十三条第三項」という。）の規定に該当するに至つたときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第七十四条の規定によつて死亡の届出をするときは、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第六十五条　法第三十八条第一項、第六十四条、第六十五条の二、第六十六条若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第六十六条又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項の規定によつて支給が停止されている遺族厚生年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、その遺族厚生年金の受給権者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第六十一条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2～5　（略）

（所在不明による支給停止の申請）

第六十六条　遺族厚生年金の受給権者は、法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定による支給停止の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証する書類を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一　申請者及び所在不明者の氏名、生年月日及び住所

一の二　申請者の個人番号又は基礎年金番号及び所在不明者の基礎年金番号

二　（略）

三　所在不明となつた年月日

2　（略）

（障害状態該当の届出）

第六十二条の二　遺族厚生年金の受給権者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫は、令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2・3　（略）

（失権の届出）

第六十三条　遺族厚生年金の受給権者は、法第六十三条（第二項第一号及び第三号を除く。）又は昭和六十年改正法附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第六十三条第三項（以下この条において「旧法第六十三条第三項」という。）の規定に該当するに至つたときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第七十四条の規定によつて死亡の届出をするときは、この限りでない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第六十五条　法第三十八条第一項、第六十四条、第六十五条の二、第六十六条若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第六十六条又は昭和六十年改正法附則第五十六条第一項の規定によつて支給が停止されている遺族厚生年金について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、その遺族厚生年金の受給権者は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。ただし、第六十一条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2～5　（略）

（所在不明による支給停止の申請）

第六十六条　遺族厚生年金の受給権者は、法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定による支給停止の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証する書類を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一　申請者及び所在不明者の生年月日及び住所

一の二　申請者及び所在不明者の基礎年金番号

二　（略）

三　所在不明者の氏名及び所在不明となつた年月日

2　（略）